

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第2区分
 【発行日】令和5年10月24日(2023.10.24)

【国際公開番号】WO2023/090133
 【出願番号】特願2023-552552(P2023-552552)

【国際特許分類】

G 0 2 F 1 / 1 3 3 3 (2 0 0 6 . 0 1)

G 0 2 F 1 / 1 3 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

G 0 2 F 1 / 1 3 3 3

G 0 2 F 1 / 1 3 5 0 5

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月30日(2023.8.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1透明基板と、

前記第1透明基板と対向して配置される第2透明基板と、

前記第1透明基板と前記第2透明基板との間に設けられる液晶セルと、

前記第1透明基板と前記液晶セルとの間に設けられる、OCRからなる第1中間層と、

前記第2透明基板と前記液晶セルとの間に設けられる、OCAからなる第2中間層と、

前記液晶セルと前記第1透明基板との間に設けられる被覆部材と、

を備え、

前記液晶セルは、平面視において、前記被覆部材と重なる領域と、前記被覆部材と重ならない領域と、を有し、

30

前記被覆部材は、透明であって、平面視において、前記第1中間層と重なっている合わせガラス。

【請求項2】

第1透明基板と、

前記第1透明基板と対向して配置される第2透明基板と、

前記第1透明基板と前記第2透明基板との間に設けられ、光の透過率が制御されるアクティブエリア及び光の透過率の制御に用いられない非アクティブエリアを有する液晶セルと、

前記第1透明基板と前記液晶セルとの間に設けられる第1中間層と、

40

前記第2透明基板と前記液晶セルとの間に設けられる第2中間層と、

前記液晶セルと前記第1透明基板との間に設けられる被覆部材と、

を備え、

前記被覆部材は、透明であって、平面視において、前記液晶セルの前記アクティブエリアと重複せず、

前記第2中間層は、平面視において、前記アクティブエリアの全面と重複している合わせガラス。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の合わせガラスにおいて、

前記被覆部材は、厚みが第1中間層の厚みの40%以上90%以下である合わせガラス。

50

【請求項 4】

請求項 2 に記載の合わせガラスにおいて、
前記第 1 中間層は、OCR であり、
前記第 2 中間層は、OCA である合わせガラス。

【請求項 5】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の合わせガラスにおいて、
前記被覆部材は、フィルム材と接合層により構成される合わせガラス。

【請求項 6】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の合わせガラスにおいて、
前記被覆部材は、前記液晶セルの前記第 1 透明基板側の表面上に設けられる合わせガラス。 10

【請求項 7】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の合わせガラスにおいて、
前記被覆部材は、前記第 1 透明基板の前記液晶セル側の表面上に設けられる合わせガラス。

【請求項 8】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の合わせガラスにおいて、
前記被覆部材の厚みは、前記第 1 中間層の厚みの 25% 以上 75% 以下である合わせガラス。

【請求項 9】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の合わせガラスにおいて、
隣接する前記被覆部材の間に隙間が設けられる合わせガラス。 20

【請求項 10】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の合わせガラスと、
前記合わせガラスの外周部を保持する枠部材と、
を備える液晶装置。

30

40

50